官報電子化検討会議（第２回）議事要旨

１　日時

令和５年４月14日（金）13:30～14:57

２　場所

中央合同庁舎８号館府議室

３　出席者

（委　　員）宍戸座長、江崎委員、原田委員、松井委員、山本委員

（内 閣 府）原大臣官房長、中嶋大臣官房総務課長、吉田官報電子化検討室長、堀江官報電子化検討室次長、田中官報電子化検討室室長補佐　他

（関係機関）内閣官房、内閣法制局、デジタル庁、総務省、法務省、（独）国立印刷局

４　議事要旨

○宍戸座長　定刻でございますので、第２回「官報電子化検討会議」を開会いたします。

本日、江崎委員、原田委員、松井委員、山本委員はオンラインで御参加されます。松井委員は遅れて参加される予定です。

本日の議題でございますが、官報による法令等の公布及び電子官報の発行に関する基本的な事項となります。これは、前半と後半とに分けて議論をさせていただきたいと存じます。

まず前半として第１「官報による法令等の公布に関する基本的事項」、第２「電子官報の発行に関する基本的事項」、第３「電子官報の発行における法令の公布の時点の考え方」まで続けて事務局に御説明をいただいた後、意見交換の時間を設けます。

その後、後半では第４「代替措置等」、第５「サイバーセキュリティ対策及び不測の事態が生じた場合の考え方」について御説明をいただき、再度意見交換の時間を設けております。

それでは、事務局より前半の部分につきまして御説明をお願いいたします。

○吉田室長　事務局です。

４月１日より内閣府大臣官房総務課に官報電子化検討室が設置され、室長として着任した吉田と申します。よろしくお願いいたします。

まず資料１に沿って第１から第３について説明いたします。

本資料は官報電子化の基本的方針（案）としており、その内容として本日は【官報による法令等の公布及び電子官報の発行に関する基本的事項】について御議論をいただきます。

１ページ目ですが、前提としてまず「官報の発行主体」は、内閣府設置法にも規定さ

れておりますように、官報の編集及び発行を含め、官報に関する事務を所掌する機関は内閣府とされております。

２ページですけれども、官報に関する法令等の交付についてまず説明をします。

官報はそもそも国の法令や公示事項を登載し、周知させるための国の機関紙であり、法令等の公布の手段としての機能を有しております。このため、官報の発行においては一般国民が官報を閲覧し、または購入し得る仕組みが構築されております。

これらに関する事項につきましては、慣行として確立しているものがありますので、そうしたことについては官報の電子化においても前提としたいと思っております。具体的に、それらの事項というのは四角で囲っております４点になります。

ア、法令の公布が法令の施行の前提条件となること。

イ、公布の手段として、官報への登載という特定の形式的行為により法令周知の擬制が行われること。

ウ、一般国民が官報を閲覧し、または入手し得る最初の時点において、当該官報に掲載された法令が公布されたものとすること。

エ、一定の法形式の法文その他の公文が公布の対象となること。

以下、１から４につきましてはこれらの四角内の各内容について補強するものになっております。

まず、アの内容、法令の公布が法令の施行の前提条件となることについてですけれども、このことについては、点線囲いにありますように最高裁判例においても確認されております。また、特に公布日から法令が施行されることを定めた場合には、公布の時点をもって当該法令が適用されることとなっております。

３ページになりますけれども、２で「官報が公布の手段となることについて」、先ほどイと書いていた内容です。我が国の法令の公布においては、特定の形式的行為により法令周知の擬制を行う考え方、いわゆる形式的公布が取られてきております。これについては、第１回の会議において大石名誉教授からお話をいただいております。また、この考え方に基づきまして国の法令その他の公文の公布は国が発行する官報をもって行われておりまして、このことは慣行として確立していると考えております。

４ページになりますけれども、「公布の時点について」です。公布の時点につきましては明治40年の公式令の制定以降、国内における法令の施行時期を一律同時とする考え方、いわゆる同時施行制が取られております。

その上で、官報に掲載された法令の公布の時点としては、いずれかの方法により国民が当該官報を閲覧し、または入手し得る状態になった最初の時点であるとされており、このことは最高裁の判例においても確認されているところでございます。

続いて６ページになりますが、「公布の対象について」です。公布の対象については、これまでの法令や慣行などを踏まえますと、（１）日本国憲法の第７条第１号で憲法改正、法律、政令、条約を公布することは天皇の国事行為とされておりますので、この４

つについては公布の対象と考えられます。

また、天皇の国事行為に係る詔書、具体的には国会召集、衆議院の解散、総選挙の施行という２号から４号ですけれども、これらの詔書についても公布が行われております。

また、個別の法令において最高裁判所規則、会計検査院規則、人事院規則を公布することが明記されておりますし、これまでもいわゆる命令ですとか、外局の規則、省令については公布という形式で行われております。

続いて８ページになります。これまでの議論の中で、一般国民が閲覧し、または入手し得るということが要件としてされておりましたけれども、では実際にどのような仕組みが現在の紙の官報で行われているかについて説明をいたします。

下の表がよいかと思いますけれども、一般国民が官報を閲覧し得るための措置として、１つ目が国立印刷局本局における掲示、あるいは東京都官報販売所において表紙を掲示するとともに冊子全体を閲覧することができる状態に置かれております。

また、一般国民が官報を入手し得るための措置として、官報販売所を通じて「定期購読」の申込みをして官報の配達が行われるとともに、官報販売所に赴いた方が購入することができる。また、そのために官報販売所が各都道府県に置かれておりまして、現在愛知県が２か所ございますので、48か所に官報販売所が置かれております。

また、官報というのは逐次刊行物でございますので、日々、国立国会図書館のほうに納本されておりまして、国会図書館に行きますと官報の発行の翌日から創刊以来の過去の全ての官報を閲覧することができる状態に置かれております。

なお、官報の料金ですけれども、定期購読は月に1,641円、配送が別途2,200円かかるということになっております。

以上が、現在の紙官報に関する整理になります。

続いて11ページになりますけれども、「電子官報の発行に係る基本的事項」について説明いたします。

電子官報の発行という場合には、インターネットを利用した方法というものが想定されますけれども、まずインターネットの利用実態について整理しております。

インターネットの利用に関しましては、情報通信インフラの提供のため、電子通信事業法において一定のブロードバンドサービスがユニバーサルサービス、基礎的電気通信役務に位置づけられております。そうしたこともありまして、全国の光ファイバー整備率は99.72％、または携帯電話については99.99％という幅広い範囲をカバーできております。

また、情報通信機器の世帯保有率もスマートフォン、パソコンなど、モバイル端末全体で97％になっておりますし、2021年のインターネット利用率、実際にインターネットを利用した者の割合は83％程度となっております。

22行目ですけれども、このように現在では大多数の国民がインターネットを利用することができる環境であるとともに、多数の国民がインターネットを利用している実態が

あります。
一方で、インターネットを利用することができない者への配慮にも留意が必要であり、デジタル社会形成基本法の附帯決議においても「従来の機能を求める国民のニーズに十分配慮すること」ということが書かれております。
12ページになりますけれども、既に特許公報について、インターネットを利用した方法による発行を可能にするという立法措置が取られた先例もございます。
13ページですけれども、今般、電子化に当たりまして官報の発行をインターネットを利用した方法で行うこととしてはどうかと考えております。
その10行目からになりますけれども、インターネットを利用することによるメリットになりますが、現在の紙の方法では、官報を閲覧し、購入するために特定の場所に赴く必要があります。物理的な移動に制約がある場合には、実質的な利用がなかなか難しい場合もあるということであったり、あるいは利用者が購読料や送料として費用を負担する必要がありましたし、官報が届くまでに実際に日数を要することもありました。
官報を電子化してインターネットを利用した方法で発行することにより、国民はウェブサイト等を通じて官報が発行された時点から、国内外場所を問わず、無料で官報を閲覧し、または入手することができるということで、同等以上の周知性を確保しつつ、官報の入手に係る利便性を大幅に向上させることができ、また、そういった記録されたデータの利用の利便性も向上することになると考えています。
また、現状の国立国会図書館への納本についても引き続き適切な措置を講じるとともに、インターネットを利用することができない者への配慮ということもしっかり考えていきたいと思っております。
14ページですけれども、官報の発行についてです。
官報の作成は、校了データを官報発行機関のコンピューターに記録することにより行いまして、また、官報の発行というのは利用したい人の求めに応じて官報発行機関側の電子計算機からインターネットに接続された公衆自動送信装置を使用し、送信し得る状態となったときに行われるものとする、つまり、データがアップロードされてアクセスできるような状態になったときをもって官報の発行としたいと考えております。
続いて16ページ、「インターネットを利用することができない者への配慮のための措置について」です。
（１）ですけれども、インターネットを利用することができない方がインターネットを使わずに官報を利用、閲覧または入手することができるようにするため、特定の場所において官報の内容を閲覧することができる、インターネットを使わなくてもそこに行けば官報を閲覧できるという状態を確保したいと考えております。
そのために、内閣総理大臣が定める場所において官報情報を閲覧用端末の映像面に表示する措置か、官報記録事項を記載した紙の書面を掲示する措置のいずれかを行うこととしたいと考えております。

また、（２）ですけれども、現在も官報販売所を通じて配達ですとか、あるいは購入ができるようにしておりますが、引き続き書面により官報による情報の提供を受けようとする者の求めに応じて、一定の手数料を徴収した上で官報記録事項記載書面を送付する措置を取るものとすることを考えております。

17ページになりますけれども、（３）先ほど官報販売所と申しましたが、そういった措置を講ずることができるように、現在と同様に官報販売所を選定して、書面により情報の提供を希望する者に対して書面を公布する措置を取ることとしてはどうかと考えております。

以上の説明を整理したものとして、現在の紙官報と電子官報の案の発行方法を比較したイメージ図を資料２の１ページとして載せております。

資料１に戻りまして、続きまして18ページになりますけれども、「第３　電子官報の発行における法令の公布の時点の考え方」についてです。

官報の発行が行われたときとは、官報に記録された情報がインターネットにより送信可能化された時点を言うということは先ほど申し上げたとおりですけれども、あわせて、一般国民が官報を閲覧し、入手し得る措置として、インターネットを使用できない者についての配慮ということも必要と考えております。

23行目からになりますけれども、官報の発行をインターネットにより送信可能とされた時点とするということとして、では官報の中に記載されている法令の公布の時点をどのようにするかということが一つの論点としてございます。

これについては、国民が官報を閲覧し、または入手し得る最初の時点である官報の発行が行われたとき、すなわちインターネットにより送信可能化された時点において、官報に掲載された法令の公布が行われたものとみなしてはどうかということを考えております。

また、その時間が日々変わっては困りますので、運用上としては毎日同じ時刻に自動的に送信可能化される仕組みを構築するとともに、仮にそれが遅れた場合なども公布の時点に影響することになりますので、官報が実際に送信可能化された時刻も記録をして、必要に応じて当該時刻を公開することとしてはどうかと考えております。

特にこうした措置は特別号外が出されたときに、何時から効果があったのかということを明確化する上でも効果があると考えております。

19ページから、少し公示送達との関係を比較しております。

（公示送達の改正について）の次の行ですけれども、令和４年に民事訴訟法が改正されまして、公示送達についても紙ではなく電子的に行うことができるようにされております。その方法として、四角囲いの中で①、②とありますけれども、ホームページへの掲載と併せて②で「必要な事項を裁判所の掲示場に掲示し、又は裁判所に設置した端末で閲覧することができるようにする。」という、その２つの措置が定められております。

そして、公示送達は上記①と②の措置の両方を開始した日から２週間を経過すること

によってその効力を生ずることにしておりますので、例えばですけれども、仮に①の措置の翌日、ホームページに載せた翌日に掲示場に掲示するという措置が取られた場合には、２週間後の期間の起算日は②の措置を開始した日になるというルールとしております。

ここで官報による法令の公布との比較をしますと、公示送達は当事者の住所、居所、その他送達をすべき場所が知れない場所等において、相手方に周知するために十分な公示の期間を確保する観点から、両方の措置を開始することを公示の起算点としているというふうに考えられます。

他方、法令の公布においては公布の時点において広く国民の権利義務に関係する法令が一律に適用されることになる場合を含めまして、公布の時点において法的安定性や合理性を確保した擬制をする必要があると考えております。

つまり、ある行為を行ったときにどのような法的効果を生ずるかが法令の施行のタイミングとの関係で予見可能性をきちんと確保しておくということが重要と考えております。

また、現在の法令の公布においてはいわゆる同時施行制の考え方を前提としておりますので、国民が官報を閲覧し、または入手し得る状態になった最初の時点において、官報に掲載された法令の公布がなされたものと擬制する考え方が取られてきております。

仮にこの考え方を変更して、インターネットを利用した措置と、インターネットを利用できない者への配慮のための措置の両方を公布の要件として位置づけた場合には、法的安定性に支障を来すおそれがあると考えられます。

具体的に申し上げますと、例えばインターネットを利用した措置がある時刻に出されておりまして、それを多くの方が見ているとします。それで法令が官報に掲載されているのを見て、新たな権利義務が作られたと、公布をされたので効果を生じただろうと考えていた場合に、それ以外のインターネットを利用できない者への配慮の措置がその数時間後などに行われたことになりますと、それまでの間、実は法令がインターネット上は見られたけれども、公布されていなかった、施行されていなかったという状態が生じることになります。

そうしますと、インターネットだけを見て、これで法令が公布された、施行されたというふうに理解していた人にとっては不利益や法的混乱が生ずるおそれがあります。法令の公布については同時施行制でもありますので、一律にインターネットで閲覧することができるようになった時点をもって一般国民の知り得る状態に置かれたものと擬制して、当該官報に掲載された法令の公布が行われたこととすることが適当であると考えています。

一方で、加えて先ほど申し上げたインターネットを利用することができない方への配慮の観点から措置を取ることも重要ですので、インターネットで閲覧可能になる措置と同時、または遅滞なくそういった措置を行うことを基本とすることが求められると考え

ております。
事務局からの１から３についての説明は以上となります。
○宍戸座長　御説明ありがとうございました。
それでは、これまでの御説明を踏まえまして、この第１から第３について意見交換の時間とさせていただきたいと思います。
では、原田先生お願いします。
○原田構成員　ありがとうございます。
ただいま御説明いただいた点につきましては、全体としては全く異論はございません。それで、若干気になりました点が２点ございまして、１点は必要に応じてデータがアップロードされた時間を公表するということでしたけれども、これは必要に応じてではなくて毎回公開したほうが透明性が高いのではないか。どの時点から公布されたかということが恣意的に操作できないような仕組みを設けるほうがよいのではないかと思ったのが１点目でございます。
もう一点は公示送達との違いですけれども、法令ですのでこのような考え方において公示送達によって特定の人を挙げるわけではないのでよいと思うのですけれども、ただ、他方で個人名が出るような場合には特別な手だてを別途、別の法律でつくるということも考えたほうがいいのではないかと思いました。
以上です。
○宍戸座長　原田先生、貴重な御指摘ありがとうございました。
まず、事務局いかがですか。２点いただきましたが。
○吉田室長
１点目の、必要に応じてアップロードではなく毎回公開したほうがよいというのは、御指摘のとおりだと思いますので、そのような措置を講じる方向で検討したいと思います。
２点目が、公示送達との違いについて、個人名が出るような場合ということで、まだ今回の議論では公布のほうを議論しておりますので、そこは問題ないと思いますけれども、次回以降、公示ですとか公告について議論する中でよく整理していきたいと思います。ありがとうございます。
○宍戸座長　ありがとうございます。
それでは、続きまして松井委員お願いいたします。
○松井構成員　第４とも関連するのですが、冒頭にどのようなことが満たされると官報となるのかということについての言及があったほうがよいのではないかと感じております。
というのは、本資料には一方で代替措置という言葉が出てくるのですけれども、官報ではあるけれども代替的手段によって国民の手に届く状態に置かれたと考えられるものというのと、官報ではないのだけれども、官報に代わるものとして発行したものとい

うのが２つ並んでおり、いずれもインターネットを使って公衆の手に届くところに置く点では共通なうえ、資料上同じ言葉を使ってこの二つを説明している部分もあり、紛れが生じているように思えるからです。どのような要件が欠けると官報でなくなるのかが資料上わかるような記述であることが望ましいかと思います。
○宍戸座長　ありがとうございます。
官報の発行のお話は、そもそも官報とは何か、官報を発行するという行為について明確にすることが代替措置等の問題、この後、代替措置等は後半のラウンドで議論させていただきますけれども、第１から第３まで考える上で重要なので、そこはラインを明確にする必要があるのではないだろうかという御指摘かと承りました。大体そんな感じでしょうか。
ひとまずそれを前提に、事務局いかがですか。
○吉田室長　ありがとうございます。
２ページにも書いておりますけれども、「官報は、国の法令や公示事項を登載し周知させるための国の機関紙であり、法令等の公布の手段としての機能を有している。」ということがあります。その後も「一般国民が官報を閲覧し、又は購入し得る」と、いわば入手し得る仕組みというものがあります。
それで、官報としての要件は何かといいますと、国の機関紙でもありますので、権限を持つ国の機関が発行したものということが１つございますし、または実質的な内容としては一般国民が官報を閲覧し、入手し得るということが官報としては大事なことだと思っております。
特に法律の公布については、閲覧し、又は入手し得る状態が生じたときから官報の発行、あるいは法令の公布が行われるということになっておりますので、一般国民が官報を閲覧し、入手し得るということが官報にとっても重要なことだと考えております。
また、代替措置の説明の中でも少し敷衍して説明をしたいと思います。
○宍戸座長　松井委員、ひとまず今のところよろしいでしょうか。また後で御議論いただくということで。
○松井構成員　大丈夫です。よろしくお願いします。
○宍戸座長　ありがとうございます。
それでは、次に山本委員お願いいたします。
○山本構成員　私からは１点、最後のところで公示送達との関係について言及された部分で、私自身も公示送達の立法に関与した者でありますけれども、先ほどいただいた御説明というのは十分説得力があるものではないかと理解しました。
基本的にはやはり公示送達というのは民事訴訟を中心とした仕組みですので、一対一の関係を基本としているということに対して、官報というのは法律の公布において最も顕著だと思いますけれども、公布というものは一般的な国民全体に対して統一的に効力を持つ必要がある性質のものであり、その時点についても統一しないと混乱が生じると

いうのは今の事務局の説明のとおりではないかと思います。

ただ、原田委員も既に御指摘のところですけれども、それ以外の官報の内容との関係においては、個別的に考えていく必要がある場面というのもあるのかなと思います。

私の専門のところでは、例えば破産手続開始決定の公告のようなものについて、必ずしもその時点で一つに統一しないと、先ほどの法律の公布にあったような混乱が生じるかといえば必ずしもまだそうでない可能性もあるような気がして、結局起算点を遅らせてもそれほど問題がないような場合には、公示送達のように両方そろって初めてその期間が走り始めるというような仕組みというのもあり得なくはないように思いますので、その辺りは個別的に考えていくことでいいのかなということであります。

それから、とはいえ、やはりインターネットを十分使えない人に対する配慮ということは、これは暫定的なものでやがてはなくなっていくのかもしれませんが、少なくとも現時点では必要なのだろう。これは法制審議会でも公示送達等をつくるときに非常に強く主張があったところでありますので、その点はやはり考える必要があると思います。

ですから、それに代わる措置でしょうか。電子官報を補充する代替的な措置については実効的なものが必要なのではないかという感じがします。公示送達の場合は裁判所でその掲示等を行うわけでありますけれども、裁判所においてそれが十分に閲覧等ができるように手助けをするとか、そういうようなことも考えられているところでありますので、この代替的な措置が実効的に確保できるように、これはどういう措置なのかということはあれですけれども、考えていく必要があるのかなと思っています。

私からは以上です。

○宍戸座長　ありがとうございました。

今の時点で事務局から何かございますか。

○吉田室長　ありがとうございます。

まず官報の側につきましては、インターネットでの発行というものを基本としつつ、インターネットを利用できない方への配慮というのも併せて行っていくことと考えております。その上で、そうした措置にもし何か欠けることがあったときには官報側でどうするのかというのは官報発行者側で整理が必要で、今後議論していきます公示公告の中で整理していくことだと思いますし、あるいはそういった個別法の中でこれで足りるのかどうかという評価につきましては、それぞれの個別法を所管している省庁においてどこまでやればよいのか、あるいはそうしたターゲットになる人がどういう人だからこういう措置を講じたほうがいいのではないか。そうしたことをよく整理していただく必要があるのかなとは考えております。

○宍戸座長　ありがとうございました。

それでは、続きまして江崎委員お願いいたします。

○江崎構成員　直接的には関係ないかもしれないんですけれども、電子化、インターネット配信をするというときを捉えると、国民の方々の中には母国語が日本語ではない方

もいらっしゃるということで、官報に関しては今まで日本語での出版ということが基本だったと思うんですけれども、包摂性を考えた場合に特に英語というのが必要とされるのかどうか。この際、出すのかというところも一つの考慮すべきポイントにはなるのかなと気がいたしましたので、ちょっと発言させていただきました。

○宍戸座長　江崎委員、ありがとうございます。

江崎委員からはチャット欄でも、十分な品質での配信が可能なシステム構成が実現されるようなシステムの設計、実装、運用が行われるのであれば問題ない内容であると考えます。また、通信障害等への対応策に関しては、有識者の意見を参考にして実施されれば高い品質での官報のインターネットを通じた配信が可能というのが現状の技術的な状況です。このようなこともいただいております。

それと、今、口頭で御発言いただきました英語での出版ですね。官報の発行ということも含めて、事務局のほうでいかがですか。

○中嶋総務課長

今、口頭で先生がおっしゃられた点については、理念的には非常に重い話だと思います。結局、この問題は突き詰めていきますと、官報の核となる法令の公布を今、日本語で行っているわけですけれども、それが日本語だけでいいのかということに行き着くような話かと思います。今般の原則がこれまで積み重ねてきたものを丁寧に成文法化するということからすると、今回の電子化に伴う射程の中に入れるということについては、相当それを超えるような話かと思います。

ただ、官報の中には政府調達という形式のものがありまして、これは事柄の性質に鑑みて現状でも英語も併記しているというような実態があります。

○宍戸座長　ありがとうございます。

江崎委員、よろしいでしょうか。

○江崎構成員　ありがとうございます。非常に難しい問題だと認識して発言しましたけれども、ありがとうございます。

○宍戸座長　ありがとうございます。

一通り、委員の先生方の御発言を順に伺いましたが、さらにお代わりといいますか、二巡目で何かございますでしょうか。あればぜひいただきたいのですが。

特に山本委員から御議論いただきましたとおり、資料で申しますと19ページのところにある「官報の発行が行われたとき以外の時点において、当該官報に掲載された法令の公布が行われたものとみなす考え方について」は、公示送達との比較をした上で、少なくとも法令の公布については公示送達と同じような考え方を取ることなく、インターネットを利用した措置でもって官報の発行があったものと考える。

ただ、その上でインターネットを利用できない方に配慮する措置はもちろん取るということであるわけですけれども、こういった大きな方向性について、ここはかなり重要な論点かと思いますので、現時点で委員の先生方で、繰り返しになりますが、法令の公

布以外についてはまた別途洗い出しを行うこととして、基点となります法令の公布につきましては基本的な考え方として一般国民がアクセスできる状態をもって官報の発行がなされ、法令の公布が行われたとみなすということについて注意すべき点、あるいはもう少し考えるべき点があるのではないかということがあれば、この時点でぜひ御意見等をいただきたいのですが、いかがでございましょうか。

では、ぜひ山本先生お願いいたします。

○山本構成員　そのこと自体については、異論はありません。

先ほどちょっと最後に私が申し上げたことがやや分かりにくい発言だったかと思ったので若干敷衍しますが、この特定の場所において官報の内容を閲覧することができる状態に置く措置ということなのですが、閲覧用端末で閲覧することができる状態に置く措置と、官報記載事項、記載書面を提示する措置という２つのことが記載されていて、そのどちらかいずれかを行うということになっています。

これは、公示送達でも基本的にはこういうことになっていくのですけれども、特に前者の措置ですね。閲覧端末で閲覧することができるようにする措置については、裁判所の場合には恐らくそこに裁判所書記官、あるいは事務官のような人がいて、インターネットとかよくできないような人に対してはやってあげてというような援助措置みたいなことが暗黙の前提になっているのかなというのが私の理解で、閲覧用端末を採用する場合においてはそういう何らかの支援措置みたいなものが実効的に行われるということがやはり必要になってくる。それが前提になってくるのではないかということを申し上げたかったということです。

以上です。

○宍戸座長　ありがとうございました。大変失礼しました。

インターネットを利用できない方に配慮する措置を取りながら、一般国民がアクセスできる。そして、それは具体的にどのような配慮する措置がそれに当たるかということは法令の公布という事柄の性質に合わせて、以後、もう少し整理、検討する。基本的な出発点はここに置いた上で、今後さらに今のような措置等について具体的なことは考えるということで、以後検討を進めさせていただくということでよろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。

事務局から何かございますか。

○吉田室長　ありがとうございます。

先ほど御指摘いただきましたように、閲覧する場所において、例えばデジタルサイネージであってもそれの使い方が分からない方はどうするのか。そういったことを含めて、今後実務を実際にいろいろ考えていく中でどのように人を配置するのか、あるいは当面は紙も一緒に置いておいて、やはり紙で見たいなと思えば必ずそれで見られるようにするのか。そういったことを実務、現場をつくっていく中でよく今後検討していきたいと

思います。
　ありがとうございます。
○宍戸座長　ありがとうございます。
　さらに前半のラウンド、第１から第３まででほかに何か御注意いただく点、御発言等はございますでしょうか。
　よろしいようであれば、今、御注意いただいた点をベースに今後、この第１から第３の論点は検討をさらに深掘りしていき、前に進んでいくということとさせていただきたいと思います。
　続きまして、後半の第４、第５でございますが、特に第４については先ほど関連した松井委員からの御質問、御発言もございましたので、その点も含めまして事務局から御説明をお願いいたします。
○吉田室長
　資料１の21ページから「第４　代替措置等」とございますので、そちらを御覧ください。
　代替措置については今まで紙で発行しておりましたけれども、これを電子的に行う、あるいはインターネットで見られるようにすることをもって官報の発行とするということとしておりますので、通信障害等の発生により官報の電子的発行を行うことが困難となる場合、それを見ることができなくなるような場合などが想定されます。
　そうした場合の措置についてあらかじめルールを定めておくことが大事であり、一般国民がそのルールについても知ることができるよう、周知性を確保しておくということが重要である。と考えております。
　そこで、（１）にありますように、通信障害等により電子版の官報の発行を行うことが困難になる場合の代替措置についてですが、その場合に、電磁的記録により作成される官報に代えて、官報掲載事項を記載した書面を官報として発行し、そうした代替措置を取ることとしたいと考えております。
　具体的に申し上げますと、そういった書面版官報を特定の場所の掲示場に掲示し、閲覧に供するとともに、希望者の求めにおいて交付し、または送付することとしたいと考えております。
　先ほど松井委員のほうから御指摘がございましたけれども、官報というのは我々としては閲覧に供するとともに入手可能ということが重要と考えておりますので、掲示場に掲示し、閲覧に供するとともに交付し、または送付することとする。こうしたことを講じることによって、書面版の官報というのを官報とするということもできると考えております。
　21ページの39行目からになりますけれども、こういった措置を講じた場合には当該書面版官報を掲示した最初の時点をもって一般国民が知り得る状態に置かれたことになるとみなすことが適当と考えております。

こうしたことをあらかじめ定めておくことになりますけれども、実際に通信障害が発生した場合の対応が22ページとなります。通信障害等により官報発行を行うことが困難となった場合、まさにその場合においてですけれども、内閣総理大臣は、書面版官報により代替措置を取ることを改めて定めることとしています。あらかじめこうなった場合には書面版官報にしますというルールは定めておきますけれども、実際にそうした事態が生じた場合には改めて内閣総理大臣がこれから代替措置を取る、つまり、書面版官報を官報とするということを決めるとともに、実際にそれをどこに掲示するのか、代替措置を何日間取るのか、そういったことを定めることとしたいと考えております。

また16行目からになりますけれども、定めた内容を適切な方法により公にするものとします。具体的には通常閲覧用端末を設置している場所、例えば今であれば印刷局の本局になりますけれども、そうした場所への掲示のほか、記者会見ですとか記者貼り出しなどによって代替措置をとることの周知を図ることが大事かと考えております。

また、そうしたある意味、実態的な、事実上の周知だけではなく、代替措置を取ることを定めた内閣総理大臣決定につきましては、当該代替措置によって最初に発行される紙版の官報にも掲載することが必要と考えています。

また、（３）は、その後インターネットが通信障害等から復旧してインターネットを利用した方法により官報の発行を行うことができるようになったときの措置についてです。その場合には代替措置によって発行された紙版官報の内容について、電磁的記録を作成してインターネットを利用した方法により送信可能な状態に置くものとするということを考えております。

こうしたことを通じて、インターネットでのみ官報を御覧になっている方が情報提供を受けることもできますし、そうしたデータを利用したいという方も利用できるかと考えております。ただし、その間においては紙の官報を官報として発行しておりますので、あくまでも情報提供としての手段となるものと考えております。

代替措置については以上です。

代替措置につきましては、基本的に先ほど申し上げましたように官報の作成はできるものの、それをインターネットを通じて発行できない場合を想定しての措置となっております。一方で、そもそも官報の作成も困難となる緊急事態が生じることもあり得るのではないかということで、実際に100年前の関東大震災のときにはそのようなこともありましたのが、では災害等により官報を通常の作成もすることが困難となった場合、あるいは発行そのもの全体が困難となった場合ということを含めて考えておく必要があるかと考えております。

これにつきましては緊急措置というふうに呼びますけれども、14行目ですが、官報掲載事項を掲示板に掲示することとしてはどうかというふうに考えております。

その内容としては23行目からですけれども、緊急措置では官報掲載事項を記載したものを特定の掲示場に掲示することで公にする一方で、なかなか複製物を作成することが

困難な状況が想定されますので、官報掲載事項を記載した複製物を作成することは要しないこととしてはどうかと考えております。

また、あらかじめ定めておいた特定の掲示場に官報掲載事項を掲示したことをもって一般国民が知り得る状態で置かれたことになるとみなすことが適当ではないかと考えております。

松井先生から御指摘がありましたけれども、官報として閲覧ができるということと、入手を希望する方が入手できるということは大事かと考えております。

ただ、こうした緊急措置を講ずるような場合というのは、なかなかそういった入手を希望する方に提供するということが困難な状態が想定されますので、そうした場合においては閲覧だけができるようなものということで、官報掲載事項を記載したものをつくるということをもって、官報掲載事項を掲示することをもって公にし、また、それをもって例えば法令の公布などに効力を持たせるようにしてはどうかと考えております。

25ページからはその緊急措置を定める手続についてですけれども、あらかじめ定めておくことに加えて代替措置と同様、緊急措置を講じないといけないときにはそうしたことを決定し、何らかの形で周知を行っていくということは考えられます。

また、再び官報を作成することが可能になった後には、先ほど申し上げたようにこれ自体は官報そのものではないと考えておりますので、緊急措置終了後に速やかに官報において緊急措置が取られた日付だけではなく、そこで掲示した内容なども記載をして、官報の中でそういったことを記載して情報提供することが重要かと考えております。

以上が緊急措置の内容になります。

26ページからは、電子的に官報を作成することになりますとサイバーセキュリティーの問題、あるいは電子的に改ざん、書換えされることがないかということも重要な観点になってくるかと考えております。

そうしたことを考えますと、12行目になりますけれども、官報発行機関、あるいは官報発行機関から委託を受けた機関については、こうしたサイバーセキュリティー対策というものを万全な策を講じておく必要があるというふうに考えております。

また、そういったセキュリティー対策の一環かもしれませんけれども、システム障害等のリスクに備えた冗長性を確保しておく。あるサーバーが駄目になっても別のサーバーで官報の発行というものができるような、そういった冗長性を確保することとしてはどうかと考えております。

また、サイバーセキュリティーの技術を含めて、そういったICTの分野の技術というのは日進月歩でもありますので、特定の技術について法律上、記載するのではなく、技術中立化と申し上げますか、そういった日進月歩の技術に対して実務上、対応できるような法律上の配慮というのも必要かと考えています。

２つ目になりますけれども、不正アクセス等によって実際に官報の改変が行われた場合をどのように考えるかということです。こうしたサイバーセキュリティー対策を講じ

ましても、サーバーに不正アクセスが行われること等によって情報が改変される可能性というのも否定はできないものかと考えております。そうした事態が生じた場合には、次のように対応することとしてはどうかということで提案をさせていただいております。

まず１点目ですけれども、あらかじめ取り得る措置として官報に記録された情報について改変が行われていないことを容易に確認することができる措置を取るということが大事かと考えています。現在においても電子署名とタイムスタンプをインターネット版官報のほうには付与しておりまして、そうした官報を見ると、資料２の３ページ目としてお配りしておりますけれども、実際に書換えや改ざんなどが行われていないかどうかというところは、緑であれば大丈夫、赤であれば何らかの事後的な変更が加えられている可能性があるということが分かるようになっております。

そうした技術を採用するとともに、このような技術を使っているのでチェックしてくださいということをきちんと国民に広く周知していくことも大事かと考えております。

（２）のほうですけれども、27ページになりますが、では実際に不正アクセス等によって官報の改変が行われた場合にはどうするかということです。まず改変が行われた官報をウェブサイト上から直ちに削除しまして、官報が改変されたという事実等について周知をすることが重要だと考えております。

また、改変の原因にもよりますけれども、改変がたまたま電子署名が何か破ることができてしまったというような偶発的なものであれば、改めて新たな電子署名ですとかタイムスタンプを付与することによってそうした真正性を確保するための措置を講じたものを記録した官報をウェブサイトに掲載することが考えられます。

また、万が一、電子署名そのものが容易に破られるような状態になったという場合には、そうなった場合にはインターネット全体の信頼性が損なわれるような事態ですけれども、電子的に官報の提供をインターネット上で行うことが難しいというような状況になりますので、そのような場合には、前記４の１の代替措置、つまり紙版官報を官報として発行するということを講ずることが考えられます。

続いて28ページですけれども、イバーセキュリティーや代替措置なども講じる話をしておりますが、そもそもサイバーセキュリティーに限らず、自然災害ですとか、様々な問題で官報の発行というものにリスクが生じることがあります。

ただ、官報というのを安定的に発行していくということは、官報発行機関においては非常に重要なことでもありますので、そうした様々なリスクを想定した運用面ですとかガバナンス面での対策を事前に講じておくとか、あるいはそれをさらに超える想定外の事態が生じた場合にはどのような指揮命令系統で対応していくのかなどをあらかじめ定め、またはそれらの内容について定期的に専門家の助言を踏まえながら見直しを行っていくなど、官報の安定的発行に万全を期していくことが重要だと考えております。

事務局からの説明は以上です。

○宍戸座長　ありがとうございました。

ただいまは21ページから第４の「代替措置等」、代替措置、緊急措置、それから第５のサイバーセキュリティー、その他のリスクの管理の問題について事務局案を御説明いただいたところでございます。

構成員の皆様のほうから御質問、御意見があれば、またチャット欄で私にお知らせいただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

それでは、まず松井委員お願いいたします。

○松井構成員　先ほどの第１点につき、説明をありがとうございました。

この資料の書きぶりについて気になった部分として、22ページの「（２）代替措置を定める手続について」の部分、これは官報として発行するけれどもというところなのですけれども、ここには「官報記載事項が記載された書面により」と書かれていて、何となく官報ではないかのような書きぶりになっているのですが、ここは官報だということで理解をいたしました。

他方で、P25の（３）については、同等の、と書かれておりますけれども、これは違うということでこれも理解をいたしました。

幾つか、例えば作成が電磁的な方法によらない場合であっても官報になるということ、それからその複製物がつくれるかどうか。つまり、閲覧というときに同一性が確保されていなければいけないとすると複製物をつくらなければいけないのかなという気がするんですけれども、あとは第４の１の場合と２の場合で両方、特定の場所に、特定の掲示場に掲示と書いてあるのですが、これの場所が（２）だと１か所で、（１）だと現在の書面の委託をしている場所には掲示するというような感じなのかなとは思うんですけれども、何となく要件としての書き分けが完全にできているのかという確認がよく分からなかったのでちょっと質問させていただいたということであります。もし書きぶりがはっきりできるようでしたら、引き続きよろしくお願いいたします。

それから、26ページから27ページにかけて、改ざんがなされた場合についてなんですが、登記実務においては、例えば虚偽登記がなされてこれを信頼して取引をしたというときに国がその責任を負うかという国家賠償の判例で、登記については実質的に審査をしないので国賠の責任にならないのだろうという整理だと思いますが、今回は官報の公示事項については国が真正性を保つということを保障するということだとは思いますが、他方で、国民にはタイムスタンプを見なさいよということを周知させるという（１）の方向性、それから（２）のほうで直ちに削除するということを国の責務で定めているという、この２つは誤りが現実に起きた場合の処理を定めておりますので、実際に削除する前の情報を見て国民が取引をしたという場合には、これはどちらの責任になるのかということははっきりさせたほうがいいのではないかと思ったということです。

以上です。よろしくお願いいたします。

○宍戸座長　ありがとうございました。

２点、御質問をいただきました。今回は極めてクリアに聞こえましたので、事務局からそれぞれ今のところを応答お願いできますか。
○吉田室長　事務局でございます。
１点目に御質問いただきました代替措置、緊急措置につきましてはもう少し、例えば表の形で整理したりですとか、あるいは書き分けが「同様に」とか書いて曖昧になっているところもありますので、その辺りは一度整理をした上で今後の会議の場でこういうふうに整理をしましたということをお示しさせていただきたいと思っております。
また、御指摘いただきましたように、官報掲載事項が記載された書面というのは、結局これは代替措置の場合にはある意味、書面版官報というふうになりますので、それは今の文書ではなかなか最後まで出てこなくて分かりにくいところがありますので、もう少し早い段階で用語として出して、分かりやすく整理をしたいと考えております。
○田中室長補佐　引き続き、事務局です。
先生から２点目に質問があった責任の話なんですけれども、やや細かいのですが、実際に起きた事案として、まず国が果たすべき責務を果たしていたかどうかというのは一つポイントになるかと考えております。
先生がおっしゃるとおり、今回、電子版官報を発行するに当たって、その内容を国が保障しているわけですが、国としては、その内容の真正性を確認するために電子署名、タイムスタンプの措置を適切に講じるとともに、改変された場合にはその旨が明示されることを国民にあらかじめ周知する、といったことが必要ではないかと考えております。
ですから、仮に改ざんされた場合であっても、それが実際に改ざんされたということが分かるような形になっていた場合においては、それを見た人が改善されていることを判断できることになるかと思います。
他方で、万が一、電子署名の機能が機能しなくなった場合、すなわち改変されていてもその旨が明らかではないような事態が、万が一、生じてしまった場合については、27ページの（２）で記載のとおり、直ちに、新しく真正性を確保した官報を国民が確認できるような措置を講じるのではないかと考えております。
では、実際にそれを見た人が何かそれによって誤認をしてしまって不利益を生じた場合というのは、まさに国が取るべき措置を適切に取っていたかどうかというところの中で個別に判断をされるのではないかと考えております。
いずれにしても、国として果たすべき役割というのを果たしていくということかなと考えております。
○吉田室長　ありがとうございます。
１点補足させていただきますと、例えば相手側が、被害を被ったと言っている人が改ざんをした人であるという場合には悪意にもなりますし、あるいはどう考えてもこの人はそういう法律が出ているというのを知っていたという場合に、改ざんされたものを見てそれを信じたという主張をするというのはおかしな話だと思いますので、そこはそう

いった個別具体的な事情なども勘案しながら、国としてはまずセキュリティー面ですとか、あるいはそういった問題が生じたときにすぐに対応するということをしっかりしつつ、あとはそうしたときの、要はどこに責任があるのか、賠償責任がどうなるのかということになりますと、やはり個別具体的な事案に即して司法の場などで個別に判断されることになるのかなとは考えております。

○宍戸座長　ありがとうございました。

松井委員、いかがでしょうか。

○松井構成員　大丈夫です。「直ちに」という言葉が、改ざんについてすぐ改修されるとか、そういうことではなく、いろいろな事情も含めて改修できるようになった時点から可及的速やかにとか、そういうことだということですね。理解いたしました。

○宍戸座長　ありがとうございます。

それでは、続いて山本委員お願いいたします。

○山本構成員　１点、最後のサイバーセキュリティーの対策のところのお話で、こういうことがどの程度あるのかというのは私も技術的によく分からないんですけれども、ある事項について改変をされて、それですぐ気がついて行政措置等を取れば問題はないわけなんですが、しばらく、例えば数日間気がつかないということがあるのかどうかはよく分からないですが、仮にそういうような事態が生じた場合にその公布、公告等の効力の問題としてどうなるのかという点です。

恐らく、法律の公布については先ほどの問題と類似しているんだろうと思うんですけれども、最初に提供された情報が正しい情報で、しばらくたってから改変、改ざんされたというような場合には、やはり公布の効力としては完了しているといいますか、最初に真正な情報が官報に掲載されたということであれば、そこでもう法律は公布されたものとして、その後、改ざん等がされても基本的にはその効力には影響しないということになるのかなというふうに理解をしています。

他方で、それが例えば公示、公告のようなものの場合には、その個々の制度によると思いますが、ある一定期間、有効にその情報が公告されているということが制度の前提になっているようなものもあるような気がします。

繰り返しですが、私の専門だと例えば破産手続開始決定で債権届出期間みたいなものが定められているとすれば、それは債権者が基本的にいつ見ても同じ届出期間で届出がされるということが前提になっているように思われるわけですけれども、そこが改ざんされてある一定の期間の間は別の届出期間とかが例えば掲載されていたというような場合に、それが公告として効力を持ったものとして考えてよいかどうかという問題はあるような気がします。

ただ、これは２つの考え方があって、それは公告としてその期間が効力を持っていないものとして考えて、例えば改めて公告をやり直すというような措置を取るということも１つあり得るかなと思いますし、もう一つは先ほど内閣府の説明にもありましたが、

個別法の問題として捉えて、例えば先ほどの例であれば破産法の債権届出期間の解釈、あるいはさらに破産法を改正する必要があるかもしれませんが、そちらのほうで対応して、そういう事態が生じた場合には遅れて届け出られても効力が認められるとか、そういうような措置を取るとか、個別法で対応するということも考えられるかと思うんですけれども、そこについては個別の問題にはなろうかと思いますが、考える必要があるのかなというふうには思いました。

ただ、繰り返しですが、技術的に疎いものですから、何日も気がつかないみたいなことが本当にあるのかどうかというのはちょっと分からないので仮定のことになりますが、私からは以上です。

○宍戸座長　ありがとうございます。

今の点、事務局はいかがですか。

○田中室長補佐　事務局でございます。

先生から御指摘のあった、気づかない事態について、そもそも官報の発行においては、ウェブサイトで官報を一般の方がダウンロードするようにしているわけですが、改変された事態というのは、そのウェブサイトを配信するサーバーにも不正に侵入がされているという事態が発生した上で、かつ、その配信用のPDFのファイルというのが改変されている事態が発生しています。

したがって、一般の方に流通しているものが改変されたという場合とちょっと違うわけで、不正に侵入された時点で何日も気づかないということは通常、想定されないのではないかと考えております。この点、もし江崎先生から補足があれば後ほどお願いしたいです。

その上で、改変がされた場合というのは、要するにウェブサイト上で正しい官報を閲覧できないという状態が発生したということに置き換えられるわけなのですけれども、法令の公布と通常の公示期間についての先生のお考えについては我々も基本的には同じ認識だと考えておりまして、法令の公布というのは１回公布した、その時点で効力を発生する。その後、何かあってもそれが遡及的に無効になるということはないのではないかと考えている。

一方で、その公示の期間というのはある程度、一定の期間ウェブサイト上で見られなければいけないという要請があることも考えられるかと思っております。そうした公示の期間の中で、一定期間の改変が生じた場合には、実際に起きていることは中断に近いわけですが、そういった中で法的関係については次回よく整理をして御説明させていただきたいと考えております。

○宍戸座長　山本委員、よろしいでしょうか。

○山本構成員　ありがとうございます。

○宍戸座長　ありがとうございます。

ほかに委員の先生方から御質問、御発言ございますでしょうか。

江崎委員、ぜひお願いしたいと思います。
○江崎構成員　先ほどの事務局からの回答で大体正しくて、提供側のシステムがハッキングされてという事態がなかなか発見できないということは、それは運用の品質が低いということになりますので、その運用の品質を十分ちゃんと持っておくということに尽きるということになるかと思います。それは常識的にちゃんと品質を担保できるというのが、よほど品質の低い人とその利用者でない限りそれは担保できる。
それからもう一方、利用者側でデジタルファイルを再利用する際に改ざんが行われる可能性というのがあります。これも当然ながら可能性としては低いわけですけれども、ゼロではない。その場合に対しては、提供者側のオリジナルのものと比較をするということが基本的には普通の行為だとして周知をする。これは、たしか裁判所等でも同じようなオペレーションをされていると認識しておりますので、それをちゃんと周知するということかと思います。
それで、ここに書かれているサイバーセキュリティー対策、それから災害対策に対して、それから立法するときにいろいろな技術の進歩に対しての対応として技術中立性を持った法律の書き方にするということも書かれておりますので、非常に適切な考え方での御提案かと存じます。
以上でございます。
○宍戸座長　江崎先生、ありがとうございます。
原田先生も、ぜひいかがですか。
○原田構成員　ありがとうございます。
今、先生方がおっしゃったこととは違う局面で、緊急事態が生じた場合についてなのですけれども、緊急事態、例えば関東大震災みたいなことが起きて発行が難しくなったというような場合の手当について、内容的にはこれで全然異論はないのですが、これを官報電子化に関する一般法の中に書くべきなのか、それとも災害対策とか、国民保護法制とか、そういった個別の法律の中に書くべきなのかというのはちょっと検討が必要かなと思っております。
と申しますのは、緊急事態の場合にはここの案にもありますように、国民への周知という点ではかなり通常とは違う状態になっていて、これを官報で、しかも一般法の中に書くことが果たして据わりがいいかどうかということについては検討が必要かなというふうに思った次第です。
以上です。
○宍戸座長　ありがとうございます。
ここまでのところで、事務局からいかがですか。江崎委員、それから原田委員の御発言、御指摘についてです。
○吉田室長　ありがとうございます。
江崎先生からは、現在の方向で大体問題ない、適切だというお話をいただきましたの

で大変ありがたいことだと思っております。

原田先生から御指摘いただいた点についてなんですけれども、なかなか想定し難い緊急事態が起きたことを含めてどうするか。個別法で各緊急事態の法律というのは、我々も緊急事態に関する完全な一般法があるのかどうかというのはちょっと承知していないところがありまして、そこで想定していないことが起こったときに、例えば官報で公布することによって一般的に法令などに効果を持たせているわけですので、そのときにそこで想定していないことが起こった。

それで官報ではないもので何とかしようとしているということになった場合に、官報の法令の中で手当てしていないとなると、そこに法的な疑義が生じないかということもありますので、そうしたことを含めて一度よく整理をしてみたいと思っております。

もう一つはやはり周知性が大事だという話でしたけれども、確かに官報のような地方に配達できないような形になった場合には周知性が問題になるということもあるかと思いますけれども、いずれにせよ公布という効果というのを官報を閲覧できる状態に発生せしめた上で、何とか広くこういった緊急事態に関する内容については、官報という形だけではなくいろいろなメディア、様々な機会を通じてお知らせしていくことが必要だと思いますので、そうしたことを含めて緊急事態対策を担当しているほうでしっかり国民への周知というのを行っていくということになるのかなと考えております。

○宍戸座長　課長、お願いします。

○中嶋総務課長

今の点を多少補足しますと、例えば究極の場合と言ってもいいと思いますけれども、災害対策基本法に基づく災害緊急事態の布告というものがあります。この発布は官報を要件としておりません。実際はテレビとかラジオとか使える手段で発するということになるはずです。

それで、官報法（仮称）を今回議論いただいている中でどこまでを射程に置くのか。原田先生の御指摘は、非常事態の一般法との交差みたいな話だと思いますけれども、少なくとも官報を発行する、しかも法令の公布という国家のインフラについて官報発行という責任を担っているその限りにおいて、通信障害のみならず首都直下地震のような災害対応にもできる限りの手当てをしておくというところまでは、この官報法の射程の中に入ってくるのかと今、考えております。

○宍戸座長　ありがとうございました。

原田委員、いかがですか。

○原田構成員　一般法で書くということについても全然反対しているわけではないですけれども、ただ、その場合、周知性とのバランスをどういうふうに取るのかという問題が出てくるのではないかと思いまして、その周知性をある程度、今回のプランですと事前の措置と事後の措置ということで抱き合わせるといいますか、カバーしようというプランかなというふうに見ているのですが、それだけで十分なのかということも含めて

さらに検討していただければと思います。
以上です。
○宍戸座長　ありがとうございます。今の点は、ちょっと心して御検討いただければと思います。
一通り、この後半のラウンドにつきましても委員の皆様から御発言いただきました。
それではせっかくですので、印刷局いかがでしょうか。
○渋谷部長　国立印刷局官報部の渋谷でございます。
先ほど山本委員のほうから改ざんのお話がございました。ちなみに、今インターネット版官報として私どもが提供しているサイバーセキュリティーについての対策をちょっと御紹介したいと思っております。
これにつきましては、不正アクセス対策として不正侵入防止、あとはアクセス制御、ウイルスチェック等、何重もの対策を講じております。そして、不審な通信はサーバーにたどり着く前に確実に遮断しております。特に公開領域にあるウェブページにつきましては記事全て、各ページなんですけれども、改ざんチェックを毎日行っております。それで、もし改ざんされれば分かるというような仕組みを私どもは取っております。
政府のデジタル統括アドバイザーからも、私どものシステムは政府のシステムの中でもハイレベルな情報セキュリティーを実現しているというふうに評価されておりまして、改ざんにつきましては毎日チェックをしておりますので、それを踏襲するならば少なくとも１日以内に改ざんが発覚、発見できるというところでございます。
以上でございます。
○宍戸座長　貴重な現状の対応について御説明いただき、ありがとうございました。
ほかに委員の皆様から、あるいはもしオブザーバーの方で何か委員の先生方に聞いておきたいこと、あるいは情報としてこの場での議論のためにシェアしておきたいこと等があればと思いますが、いかがでございましょうか。ひとまず、よろしいでしょうか。
松井委員、お願いいたします。
○松井構成員　すみません、どなたもいらっしゃらないということであれば。
今、毎日チェックをしていただいているというご発言があり、特に公告に関しましては商法には別途電子公告という制度があって調査機関というものを設けて改ざんチェックを定期的に行うことで正確性を担保しているんですけれども、それと同等あるいはそれ以上の正確性が制度的に担保できる仕組みかと思うので、そういう意味では法定の機関で閲覧に供するという要件を満たすという点では安心性が高いなというふうに感じました。
それで、先ほど何点かこの改ざんとの関係で発言がありましたけれども、オリジナルを見るのが基本であるということを周知するというのが非常に有効性が高いだろうということの関係では、恐らく閲覧期間がより一層重要になってくるので、この個別事項の閲覧期間に関して次回以降よく議論ができればというふうに存じております。

それからもう一つ、閲覧に供する期間の長さの要件に達しないのではないかという点で、改ざん、改変と中断は同じではないかということを発言していただいていた部分がありましたけれども、閲覧している人間からいたしますと、中断だと見られないということで、再度閲覧するというアクションが起きるんですけれども、改変ですと、改変の内容が真実だと信じてしまうと再度閲覧に行かなくなるということがあり得ますので、法的な効果としてもし同じであるとしても、起きた場合にフォローアップする手続としてはもしかすると違う考慮が必要かもしれませんので、この点は御留意いただければというふうに感じております。

以上です。

○宍戸座長　ありがとうございます。

２点いただきました。事務局、いかがですか。

○吉田室長　後半の改ざんと中断の話が異なるということについて御指摘がありましたので、次回、公示、公告を議論するときにも分けて整理をしたいと考えております。

もう一つのオリジナルを見るのが基本ということについてもそのとおりだと思いますので、そこをしっかりと周知をする。特に、どこにオリジナルがあるということもきちんと明確化していく必要があると考えております。

○宍戸座長　ありがとうございます。

松井委員、よろしいでしょうか。

○松井構成員　ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○宍戸座長　ほかにいかがでございましょうか。

よろしいでしょうか。大体予定の時間でございますけれども、後半のラウンドにつきましては、１つは要するにこれが本則になるわけですが、電子的な官報の発行、それからその電子的な本則である発行ができない場合の代替措置としての紙ということになるんだと思いますが、官報の発行、これについて概念をしっかり整理する。

さらに、官報が発行できない場合の緊急措置についてその官報法の体系、それからそれ以外の緊急事態法制一般との整理についてしっかりしておくようにということの御指摘がございました。これは、議論を詰めていく上で非常に重要なことだと考えております。

ただ、その前提といたしまして、通信障害等により電子的に官報が発行できない場合の代替措置について、官報掲載事項を記載した書面を定めた場所に貼り出す。それをもって官報の発行、代替措置として行うということについては、その基本的な考え方についてはそれはやめたほうがいいとか、御指摘はなかったように私としては受け止めたところでございます。

それから、後半の第５の部分でございますけれども、セキュリティーについて柔軟かつ機動的に先端技術を活用できるように、法律上、技術中立化するということの説明は現在のデジタル化、取り分けデジタル庁、デジタル臨調などで議論しているデジタル原

則を踏まえたものということで、これについても江崎委員をはじめとしてよろしいのではないかということで御議論があったかと思います。

これらの点については、本日委員の先生方から御了解をいただいたものとして、これをベースにさらに議論を進めるということにできればいいかなと私としては受け止めたところでございますが、委員の先生方いかがでございましょうか。

ありがとうございます。それでは、前半の部分、それから後半の部分、それぞれ大きな考え方のところについて御整理をいただくとともに、今後の検討において注意すべき点をいただきましたので、それを踏まえて事務局においてさらなる議論の整理を図っていただきたいと思いますが、それでよろしゅうございますか。

ありがとうございます。そのようにさせていただきたいと思います。

本日予定したアジェンダは以上でございますが、特に何かほかにございますでしょうか。

よろしいようであれば、本日の会合はここまでとさせていただきたいと思います。

最後に、事務局から御連絡事項があればお願いいたします。

○吉田室長　事務局です。

次回の第３回会議は５月９日の火曜日９時半から11時に開催することを予定しております。また委員の先生には事前に資料を送付させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○宍戸座長　ありがとうございました。

それでは、これにて第２回「官報電子化検討会議」を終了とさせていただきます。委員の皆様におかれましてはお忙しいところ御出席いただき、誠にありがとうございました。

これにて散会といたします。